

第四級海上無線通信士「法規」試験問題

20問 1時間30分

A-1 次の記述は、用語の定義を述べたものである。電波法（第2条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 「電波」とは、 A 以下の周波数の電磁波をいう。
- ② 「無線電信」とは、電波を利用して、符号を送り、又は受けるための通信設備をいう。
- ③ 「無線電話」とは、電波を利用して、 B を送り、又は受けるための通信設備をいう。
- ④ 「無線設備」とは、無線電信、無線電話その他電波を送り、又は受けるための電气的設備をいう。
- ⑤ 「無線局」とは、無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものを含まない。
- ⑥ 「無線従事者」とは、 C を行う者であって、総務大臣の免許を受けたものをいう。

	A	B	C
1	300万メガヘルツ	音声その他の音響	無線設備の操作又はその監督
2	300万メガヘルツ	音声	無線設備の操作の監督及びその保守
3	500万メガヘルツ	音声その他の音響	無線設備の操作の監督及びその保守
4	500万メガヘルツ	音声	無線設備の操作又はその監督

A-2 次の記述は、無線局の免許の承継について述べたものである。電波法（第20条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 免許人について相続があったときは、その相続人は、 A 。
- ② 船舶局のある船舶又は無線設備が遭難自動通報設備若しくはレーダーのみの無線局のある船舶について、船舶の所有権の移転その他の理由により船舶を運行する者に変更があったときは、変更後船舶を運行する者は、 A 。
- ③ ①及び②の規定により免許人の地位を承継した者は、遅滞なく、 B を添えてその旨を総務大臣に届け出なければならない。

	A	B
1	免許人の地位を承継する	その事実を証する書面
2	免許人の地位を承継する	承継に係る無線局の免許状
3	総務大臣の許可を受けて免許人の地位を承継することができる	承継に係る無線局の免許状
4	総務大臣の許可を受けて免許人の地位を承継することができる	その事実を証する書面

A-3 無線従事者の免許等に関する次の記述のうち、電波法（第41条、第42条及び第79条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線従事者になろうとする者は、総務大臣の免許を受けなければならない。
- 2 総務大臣は、無線従事者が不正な手段により免許を受けたときは、その免許を取り消すことができる。
- 3 総務大臣は、無線従事者が電波法若しくは電波法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、3箇月以内の期間を定めてその業務に従事することを停止することができる。
- 4 総務大臣は、電波法第9章（罰則）に定める罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者に対しては、無線従事者の免許を与えないことができる。

A-4 次に掲げる義務船舶局の無線設備の機器のうち、遭難自動通報設備の機器に該当するものはどれか。電波法施行規則（第28条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 船舶自動識別装置の機器
- 2 衛星非常用位置指示無線標識
- 3 双方向無線電話
- 4 ナブテックス受信機

A-5 無線局の運用に関する次の記述のうち、電波法（第52条から第54条まで及び第57条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局は、免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用してはならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信、非常通信、放送の受信その他総務省令で定める通信については、この限りでない。
- 2 無線局を運用する場合においては、無線設備の設置場所、識別信号、電波の型式及び周波数は、免許状に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
- 3 無線局は、次に掲げる場合には、なるべく擬似空中線回路を使用しなければならない。
 - (1) 無線設備の機器の試験又は調整を行うために運用するとき。
 - (2) 実験等無線局を運用するとき。
- 4 無線局を運用する場合においては、空中線電力は、免許状に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信については、この限りでない。

A-6 次の記述は、義務船舶局の無線設備の機能試験について述べたものである。無線局運用規則（第6条、第7条及び第8条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 義務船舶局の無線設備（デジタル選択呼出装置による通信を行うものに限る。）は、その船舶の航行中 A 当該無線設備の試験機能を用いて、その機能を確認しておかなければならない。
- ② 双方向無線電話を備えている義務船舶局においては、その船舶の航行中毎月1回以上当該無線設備によって B 、その機能を確認しておかなければならない。
- ③ ①及び②の義務船舶局においては、①及び②の規定により機能を確認した結果、その機能に異状があると認めるときは、その旨を C しなければならない。

A	B	C
1 毎週1回以上	通信連絡を行い	免許人に報告
2 毎週1回以上	試験電波を発射して	船舶の責任者に通知
3 毎日1回以上	通信連絡を行い	船舶の責任者に通知
4 毎日1回以上	試験電波を発射して	免許人に報告

A-7 次の記述は、無線通信の秘密の保護について述べたものである。電波法（第59条及び第109条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、 A 行われる無線通信（電気通信事業法第4条（秘密の保護）第1項又は第164条（適用除外等）第2項の通信であるものを除く。以下同じ。）を B してはならない。
- ② C がその業務に関し知り得た無線局の取扱中に係る無線通信の秘密を漏らし、又は窃用したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

A	B	C
1 総務省令で定める周波数により	傍受	無線通信の業務に従事する者
2 総務省令で定める周波数により	傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用	無線従事者
3 特定の相手方に対して	傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用	無線通信の業務に従事する者
4 特定の相手方に対して	傍受	無線従事者

A-8 次の記述は、船舶局の運用について述べたものである。電波法（第62条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 船舶局の運用は、その船舶の A に限る。ただし、受信装置のみを運用するとき、電波法第52条（目的外使用の禁止等）各号に掲げる通信（遭難通信、緊急通信、安全通信、非常通信、放送の受信その他総務省令で定める通信をいう。）を行うとき、その他総務省令で定める場合は、この限りでない。
- ② 海岸局は、船舶局から自局の運用に妨害を受けたときは、妨害している船舶局に対して、その妨害を除去するために B ことができる。
- ③ 船舶局は、 C と通信を行う場合において、通信の順序若しくは時刻又は使用電波の型式若しくは周波数について、 C から指示を受けたときは、その指示に従わなければならない。

A	B	C
1 航行中	必要な措置をとることを求める	海岸局
2 航行中	臨時に電波の発射の停止を命ずる	海岸局又は他の船舶局
3 航行中及び航行の準備中	臨時に電波の発射の停止を命ずる	海岸局
4 航行中及び航行の準備中	必要な措置をとることを求める	海岸局又は他の船舶局

A-9 次の記述は、海上移動業務における無線電話通信の呼出しの反復及び再開について述べたものである。無線局運用規則（第21条、第18条及び第58条の11）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

海上移動業務における無線電話通信の呼出しは、 A 反復することができる。呼出しを反復しても応答がないときは、少なくとも B の間隔をおかなければ、呼出しを再開してはならない。

A	B
1 3分間の間隔をおいて3回	3分間
2 3分間の間隔をおいて3回	15分間
3 2分間の間隔をおいて2回	15分間
4 2分間の間隔をおいて2回	3分間

A-10 次の記述は、海上移動業務の無線電話通信における通報の送信について述べたものである。無線局運用規則（第29条、第14条及び第18条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 呼出しに対し応答を受けたときは、相手局が「 A」を送信した場合及び呼出しに使用した電波以外の電波に変更する場合を除き、直ちに通報の送信を開始するものとする。
- ② 通報の送信は、次に掲げる事項を順次送信して行うものとする。ただし、呼出しに使用した電波と同一の電波により送信する場合は、 B に掲げる事項の送信を省略することができる。
- (1) 相手局の呼出名称 1回
- (2) こちらは 1回
- (3) 自局の呼出名称 1回
- (4) 通報
- (5) どうぞ 1回
- ③ ②の送信において、通報は、「 C」をもって終わるものとする。

A	B	C
1 どうぞ	(1)から(3)まで	以上
2 どうぞ	(1)	終わり
3 お待ちください	(1)から(3)まで	終わり
4 お待ちください	(1)	以上

A-11 遭難通信は、どのような場合に、遭難信号を前置する方法その他総務省令で定める方法により行われるか。電波法（第52条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に陥った場合
- 2 船舶又は航空機の航行に対する重大な危険を予防する場合
- 3 船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に陥るおそれがある場合その他緊急の事態が発生した場合
- 4 地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合

A-12 遭難通信及び安全通信に関する次の記述のうち、電波法（第66条及び第68条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 海岸局等（注）は、速やかに、かつ、確実に安全通信を取り扱わなければならない。
注 海岸局及び船舶局をいう。以下同じ。
- 2 海岸局等は、安全信号又は電波法第52条（目的外使用の禁止等）第3号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、その通信が終了するまでその安全通信を受信しなければならない。
- 3 海岸局等は、遭難信号又は電波法第52条（目的外使用の禁止等）第1号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、遭難通信を妨害するおそれのある電波の発射を直ちに中止しなければならない。
- 4 海岸局等は、遭難通信を受信したときは、他の一切の無線通信に優先して、直ちにこれに応答し、かつ、遭難している船舶又は航空機を救助するため最も便宜な位置にある無線局に対して通報する等総務省令で定めるところにより救助の通信に関し最善の措置をとらなければならない。

A-13 次の記述は、海上移動業務における無線電話による遭難呼出しについて述べたものである。無線局運用規則（第76条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

① 遭難呼出しは、次に掲げる事項を順次送信して行うものとする。

- (1) （又は「遭難」） 3回
- (2) こちらは 1回
- (3) 遭難している船舶の船舶局の呼出名称 3回

② 遭難呼出しは、特定の無線局に 。

- | A | B |
|---------|------------|
| 1 メーデー | あててはならない |
| 2 メーデー | あてなければならない |
| 3 パン パン | あててはならない |
| 4 パン パン | あてなければならない |

A-14 無線局の免許人は、電波法又は電波法に基づく命令の規定に違反して運用した無線局を認めたときはどうしなければならないか。電波法（第80条）及び電波法施行規則（第42条の2）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合するものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 できる限り速やかに、文書によって、総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に報告しなければならない。
- 2 直ちに、電話によって、総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に報告しなければならない。
- 3 できる限り速やかに、適宜の方法によって、電波法又は電波法に基づく命令の規定に違反して運用した無線局の無線従事者に通知しなければならない。
- 4 その後最初に行われる無線局の検査において検査職員にその事実を申し出なければならない。

B-1 一般通信方法における無線通信の原則に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第10条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものを1、この規定に定めるところに適合しないものを2として解答せよ。

- ア 必要のない無線通信は、これを行ってはならない。
- イ 無線通信を行うときは、暗語を使用してはならない。
- ウ 無線通信は、長い時間にわたって行ってはならない。
- エ 無線通信に使用する用語は、できる限り簡潔でなければならない。
- オ 無線通信を行うときは、自局の識別信号を付して、その出所を明らかにしなければならない。

B-2 次の記述は、海上移動業務の無線局の無線電話による試験電波の発射について述べたものである。無線局運用規則（第39条、第14条及び第18条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 無線局は、無線機器の試験又は調整のため電波の発射を必要とするときは、発射する前に自局の発射しようとする電波の によって聴守し、他の無線局の通信に混信を与えないことを確かめた後、次の事項を順次送信しなければならない。
- (1) 3回
 - (2) こちらは 1回
 - (3) 自局の呼出名称 3回
- ② 更に1分間聴守を行い、他の無線局から停止の請求がない場合に限り、「」の連続及び自局の呼出名称1回を送信しなければならない。この場合において、「」の連続及び自局の呼出名称の送信は、 を超えてはならない。
- ③ ①及び②の試験又は調整中は、しばしばその電波の周波数により聴守を行い、 を確かめなければならない。
- | | | | |
|----------------------|------------------------|-----------|--------|
| 1 周波数及びその他必要と認める周波数 | 2 周波数 | 3 ただいま試験中 | 4 各局 |
| 5 本日は晴天なり | 6 試験電波発射中 | 7 10秒間 | 8 20秒間 |
| 9 他の無線局の通信に混信を与えないこと | 10 他の無線局から停止の要求がないかどうか | | |

B-3 次の記述のうち、無線局運用規則（第99条）の規定に照らし、船舶局が安全通信を受信したときにとるべき措置としてこの規定に定めるところに適合するものを1、この規定に定めるところに適合しないものを2として解答せよ。

- ア 必要に応じて安全通信の要旨をその船舶の責任者に通知しなければならない。
- イ 直ちに付近を航行中の船舶の船舶局に対して安全通報を送信しなければならない。
- ウ 直ちに安全通報の受信証を送信しなければならない。
- エ 遅滞なく、その安全通信を受信した旨を海上保安庁その他の救助機関に通報しなければならない。
- オ 遭難通信及び緊急通信を行う場合を除くほか、これに混信を与える一切の通信を中止して、直ちにその安全通信を受信しなければならない。

B-4 船舶局の免許状に関する次の記述のうち、電波法（第14条、第21条及び第24条）、電波法施行規則（第38条）及び無線局免許手続規則（第23条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合するものを1、これらの規定に定めるところに適合しないものを2として解答せよ。

- ア 総務大臣は、船舶局の免許を与えたときは、免許状を交付する。
- イ 船舶局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、1箇月以内にその免許状を廃棄しなければならない。
- ウ 免許人は、免許状に記載した事項に変更を生じたときは、その免許状を総務大臣に提出し、訂正を受けなければならない。
- エ 船舶局に備え付けておかなければならない免許状は、主たる送信装置のある場所の見やすい箇所に掲げておかなければならない。ただし、掲示を困難とするものについては、その掲示を要しない。
- オ 免許人は、免許状を破損し、又は汚したために免許状の再交付を受けたときは、遅滞なく、旧免許状を廃棄しなければならない。

B-5 次に掲げる書類のうち、電波法施行規則（第38条）の規定に照らし、国際航海に従事しない船舶の義務船舶局（国際通信を行うものを除く。）に備え付けておかなければならないものに該当するものを**1**、これに該当しないものを**2**として解答せよ。

- ア 船舶局の局名録
- イ 免許状
- ウ 海岸局の局名録
- エ 無線従事者選解任届の写し
- オ 海上移動業務及び海上移動衛星業務で使用する便覧

B-6 次に掲げる場合のうち、電波法（第72条）の規定に照らし、総務大臣が無線局に対して臨時に電波の発射の停止を命ずることができるときに該当するものを**1**、これに該当しないものを**2**として解答せよ。

- ア 無線局の免許人が免許状に記載された周波数以外の周波数を使用して運用していると認めるとき。
- イ 無線局の免許人が免許状に記載された空中線電力の範囲を超えて運用していると認めるとき。
- ウ 無線局の発射する電波の質が総務省令で定めるものに適合していないと認めるとき。
- エ 無線局の免許人が定期検査又は臨時検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。
- オ 無線局の発射する電波が重要無線通信に妨害を与えていると認めるとき。